

の場合を指す。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人に関する情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人に関する情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性が別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。

「公務員等」とは、

- i 国家公務員
- ii 独立行政法人等の役員及び職員
- iii 地方公務員
- iv 地方独立行政法人の役員及び職員

と規定しており、国家公務員には、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国務大臣、国会議員、委員会・審議会等の委員、裁判官等広く公務遂行を担任する者を含む。

(注) 規定上、特定独立行政法人と日本郵政公社の役職員を除いているのは、iiとの重複を排除するためである。

また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

#### ② 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。

例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員の情報であっても、職員の所得情報や人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は職員の個人に関する情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

#### ③ 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、政府・独立行政法人等の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、公務員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。なお、業務上支障が生ずるおそれがある等、法第5条第2号～第6号に規定する不開示情報に該当し、不開示となる場合もある。

#### ④ 職務遂行に係る公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人に関する情報として保護に値すると位置付けた上で、イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号のハとともに、イが重疊的に適用され、個人に関する情報としては不開示とはならないことになる。

例えば、幹部職員等について、人事異動情報を提供するなど当該職にある者の氏名を明らかにしている場合には、本号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると解される。

(参考)

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、上述のとおり、本号ただし書ハと同ただし書イが重疊的に適用され、当該公務員等の氏名が慣行として公にされているか否かを個別に検討することとし、法施行後の運用においては、人事異動の官報への掲載・報道機関への提供等の状況や一般に販売されている職員録への掲載状況等を基準としてただし書イの該当性を判断することとしていた。

しかし、法施行4年後の見直しとして開催した総務副大臣主催の「情報公開法の制度運営に関する検討会」(座長:小早川光郎東京大学大学院法学政治学研究科教授)の報告(平成17年3月29日)において、公務員の氏名の取扱いについて開示・不開示の取扱いが行政機関において異なるなどの不合理な状況が見られるとして、職務遂行に係る公務員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがない限り公開とする方向で統一した取扱い方針を明らかにするよう指摘された。

これを踏まえ、行政機関においては、平成17年8月3日、各府省の情報公開担当課長等により構成される「情報公開に関する連絡会議」において、次のような申合せを行っている。

各行政機関は、その所属する公務員(補助的業務に従事する非常勤職員を除く。)の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。なお、特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

- ① 氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合
- ② 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合

(説明)

「公にする」とは、職務遂行に係る公務員の氏名を求められれば応じるとの趣旨であり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。

また、上記取扱い方針に基づき行政機関が公にすることとした職務遂行に係る公務員の氏名については、今後は、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(第5条第1号ただし書イ)に該当することとなり、開示されることとなる。

これにより、国の行政機関に所属する公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、原則として、公にすることが予定されたものとする慣行ができたことになり、職務遂行に係る情報が記載された行政文書に対し開示請求があった場合には、そこに記録されている当該職務遂行に係る公務員の氏名は、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、本号の個人に関する情報であることをもって不開示にはならないこととなった。

参考答申等

①職務遂行の内容に係る情報に該当するとされた例

・出勤簿における出勤の押印、出張・研修の表示(13-31、32)

・前渡資金出納計算書附属証拠書類に記載されている非常勤職員の出勤時間数(14-115)

②職務遂行の内容に係る情報に該当しないとされた例

- ・贈与等報告書に記載されている原稿執筆や講演に係る情報 (14-240)
- ・懲戒処分の被処分者の氏名等 (14-403)
- ・訓練中に発生した死亡事案に係る公務災害発生報告書等に記載された被災職員に関する記述 (15-235)
- ・刑務所における懲罰処分に対する国家賠償請求事件の準備書面、判決書に訴訟当事者の主張の一環として記載された訴外個人である刑事施設職員の氏名 (19-361)

注：訴訟当事者の主張の一環として記述されたとしても、職務遂行に係る情報といえず、また、判決データが最高裁判所ホームページに登載されていても、当該氏名は伏せられており、公表されていないとされたもの

### ③公務員に該当しないとされた例

- ・昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等 (14-181)

注：元首として統治権を総らんとする者の地位にあり、公人中の公人であるとしても、天皇は公務員に該当しないのは明らかとされた。

## 3 本人からの開示請求

本法の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のイからハ又は公益上の理由による裁量的開示(第7条)に該当しない限り、不開示となる。

なお、平成17年4月1日からは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)が施行され、本人に関する個人情報の開示請求権のほか訂正請求権や利用停止請求権等が定められており、本人に関する開示請求は、当該法律により行うことができることとなった。

### 第3 第5条第2号

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」

#### (1) 「法人その他の団体に関する情報」

「法人その他の団体」とは、株式会社等の会社法上の法人、公益法人（財団法人・社団法人）、学校法人、宗教法人、特別法上の組合（協同組合等）、特定非営利活動法人（NPO）等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第6号において規定している。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

#### (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

第1号において「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」としていることと対になっている。

#### 参考答申等

##### ①該当するとされた例

- ・石灰石採掘の承諾書に押捺された申請者（個人で鉱業を営む者）の印影（13-28）
- ・投書・請願等整理簿の「発信者（住所・氏名又は名称）」欄に記載された請願書提出者の氏名等（14-521）

注：「件名」欄の内容と照らし合わせることによって事業を営む個人に関する情報とした。

個人に関する情報にも該当するとしている。

- ・特定の農業者に係る米の品種、出荷数量、検査数量、検査等級等の情報（16-4）

注：これらの情報は、特定の個人の農業を営む生産者としての情報である。

##### ②該当しないとされた例

(3) 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

本号のただし書は、第1号口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、当該情報の対象となっている法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想され、当該被害等を防止するあるいは軽減するためには当該情報の開示が必要であると判断される場合もあり得る。

参考答申等

① 該当するとされた例

- ・ 特定製剤を投与し肝炎を発症した患者が出た疑いがあると推認された医療機関の名称 (15-617)

② 該当しないとされた例

- ・ 総合エネルギー調査会原子力部会資料「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」のうち設定単価等の情報 (14-123)
- ・ 農薬の登録時に提出された毒性に関する試験成績報告書 (14-182)
- ・ ゴルフ場の会員数及び会員預り保証金の明細表 (15-301)
- ・ 特定製剤を投与した民間医療機関の名称等 (16-448~477)

2 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(イ)

本号で保護すべきものは、法人等又は事業を営む個人の権利や当該法人等又は個人の「正当な」利益であり、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」のうち、公にすることにより当該権利・利益を侵害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(1) 「権利」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

(2) 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

(3) 「その他正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(4) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利(信教の自由、学問の自由等)の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあるもの」として不開示情報に当たりうるものの例としては、企業の人事管理、具体的な経営状況、取引に関する情報等の内部管理情報や、当該法人等の意思決定過程の記録、企業独自の経営戦略（事業計画・収支見通等）や技術上・営業上のノウハウ等が記録されたもの等で一般に公にすることとされていないものが考えられる。

なお、法人等の口座番号や代表者の印影等については、取引相手方等当該法人の業務上必要な範囲で明らかにされていることもあるが、一般的には、いわゆる内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと考えられ、自ら多くの顧客等に広く知られることを容認している等の状況がある場合を除き、保護されるべき情報と考えられる。

#### 参考答申等

##### ①該当するとされた例

- ・「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき宗教団体から提出された報告書（13-140）
- ・国が保有する林道施設等の利用申請書のうち、その利用を許可された任意団体が委託した補修工事の受託法人名等（14-73）
- ・労働基準監督署に提出された企業の就業規則（14-143）
- ・民間企業から提案された技術提案書類の提案内容及び提案内容一覧表に記載された提案者名（15-458）
- ・医薬品承認申請書添付資料のうち当該医薬品の製薬企業が開発した試験方法に係る記載の一部（14-469）
- ・農産物に係るダイオキシン類実態調査結果における都道府県名（14-516）  
注：都道府県名ブランドにより流通している場合の農産物に係る調査結果中の都道府県名は、公にすると風評被害のおそれが生じる。
- ・医療法人の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び決算報告書（15-207）  
注：各書類に記載された金額及び資産等の内容を不開示とし、その他は開示している。  
医療法人にあっては、これらの文書は医療法52条2項に規定する医療法人の債権者のみが閲覧を求めることとされていることから、金額や資産等の内容部分は、一般的に公にされていないとされたもの
- ・金融機関の検査報告書のうち取引先法人の信用状況に関する評価が記載された部分（15-343）
- ・委託業務認定申請書等のうち詳細な見積算定基準等が記載された部分（15-357）
- ・不動産鑑定評価書の鑑定法人の支所及び支所長の印影、不動産鑑定士の署名及び印影、参考とした取引事例にかかる土地が特定される情報（15-370）
- ・宗教法人の宗会議事録（13-137）
- ・動物実験使用動物を納入する民間事業者の法人名（14-57）
- ・破綻処理中の金融機関に関する検査報告書等（14-440）
- ・架空又は虚偽の申請書等に押捺された法人代表者の印影（15-48）
- ・報道機関による開示請求書のうち対象文書を具体的に記載した部分（15-175）
- ・民間企業から労働基準監督署に提出された時間外労働・休日労働に関する協定届け（15-311）
- ・交際費支出関係書類に記載された相手方法人の口座番号等（15-325）  
注：具体的に口座番号等の情報が5条2号イに該当するかどうかは、利用目的・実態、顧客等一般への周知状況、犯罪のおそれなどを総合的に勘案して判断する必要があるとされている。
- ・苦情投書に対する対応等の報告文書のうち投書の具体的内容、行政庁の検討・調

- ・ 査・指導内容等の詳細を記載した部分 (15-688、689)
- ・ 加工原料用ミニマムアクセス米の購入企業名等 (15-731)
- ・ 特定の会社に対する貸付決定通知書等 (15-独 28)
- ・ 作業請負契約書のうち契約金額及び契約の具体的内容が記載された部分 (15-独 29)
- ・ 提案公募事業に係る応募一覧、提案書等 (16-17)
- ・ 解雇予定除外認定申請書等に記載された特定の個人に係る詳細な労務管理に関する情報 (16-22)
- ・ 国税不服申立てにおける審査請求に係る重要事案審議会事績表等 (16-37)
- ・ 全酒類卸売業免許可能場数算定表のうち大規模卸売販売市場の卸売数量に係る記載 (16-51)
- ・ 鉱業法に基づく施業案認可申請書のうち鉱床の規模、採掘の方法、採掘を予定している総鉱量及び平均品位等に係る記載 (16-112)
- ・ 鯨類捕獲調査に係る報告書のうち、行動概要の各緯度・経度等 (16-202)
  - 注：調査を開始及び終了した位置を公にすると、反捕鯨団体等による妨害の可能性が高まるおそれがあり、日本鯨類研究所が継続的に行っている科学データの収集が中断されるおそれがある。
- ・ 特定製剤を投与した民間医療機関の名称等 (16-448~477)
- ・ 協同組合連合会の総会及び理事会の議事録等のうち、審議過程及び議決内容の記載 (16-628)
  - 注：中小企業等協同組合法により、各事務所備付け書類に対する閲覧請求権者を組合員及び組合の債権者に限定していることから、公にされていないものとされた。
- ・ 農業協同組合法に基づく検査の検査書及び検査報告書の全体 (14-266~268)
  - 注：被検査金融機関の経営状況や問題点が詳細に記載されているため。
- ・ 債務計上一覧表に記載された損害賠償請求事件に係る弁護士の報酬 (18-独 12)
  - 注：医療過誤訴訟に関して大学が直接弁護士に委任することとなったもの
  - 注：国の訴訟代理等に関する選任弁護士の報酬に対する報酬額は該当しないとする答申がある (15-41)

## ②該当しないとされた例

- ・ 石灰石採掘の承諾書に押捺された申請者（個人で鉱業を営む者）の印影 (13-28)
- ・ 前払式特定取引業者の予約前受金残高報告書（法人の印影を除く）及び決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書 (13-67)
  - 注：会社法（旧商法）上、株主又は会社の債権者は貸借対照表、損益計算書等に対する閲覧又は謄本等の交付を請求する権利を有するところ、前払式特定取引業者（いわゆる互助会事業者）の債権者は多数に及び、かつ、前払式特定取引業者は、これら債権者が交付を受けた貸借対照表等を第三者に交付することを防止する権利を有していないことから、その貸借対照表（予約前受金の合計額も記載されている）及び損益計算書に記載されている内容は、公にすることが予定されているものとされた。
- ・ 労働災害事故に係る労働者死傷病報告書 (14-55)
  - 注：機械及びその配置等が詳細に記述されている場合には、これを開示することにより企業ノウハウが明らかになるので、これらの情報は法 5 条 2 号イに該当する (17-458)
- ・ 警備業者に対する営業停止処分に関する報告書 (14-58)
  - 注：指示処分の場合は、当該処分を受けた業者名は 5 条 2 号イに該当するとされている。
- ・ 米のカドミウム含有量の調査結果（生産者の特定が可能となる情報を除く。） (14